

食品衛生法施行細則の改正について（概要）

食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正等に伴い、営業許可申請書等を規定する食品衛生法施行細則（昭和63年千葉県規則第19号）を改正する。

1 内 容

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の改正に伴う条ずれを改正する。

(2) 以下の様式については、営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて（令和2年3月31日付け薬生食監発0331第11号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知（最終改正：令和2年12月8日））において示された標準様式をもとに規定する。

ア 第6号様式 食品衛生管理者選任（変更）届

イ 第7号様式 営業許可申請書・営業届（新規、継続）

ウ 第9号様式 地位承継届

エ 第10号様式 営業許可申請書・営業届（変更）

オ 第11号様式 営業許可申請書・営業届（廃業）

(3) 以下の様式については、食品衛生等申請システムにおいて規定する様式に改正する。

ア 第8号様式 営業許可証

(4) 以下の様式については、行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号総務部長通知）に基づき、申請者等による押印欄を廃止する。

ア 第1号様式 製品検査申請書

イ 第2号様式 標紙

ウ 第3号様式 封紙

エ 第5号様式 検査申請書

2 施行期日 令和3年6月1日^{*}に施行する。

※食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第1条第3号及び食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第121号）で規定される施行日